

令和 7 年 第 3 回 定例会

報告 議案 参考資料

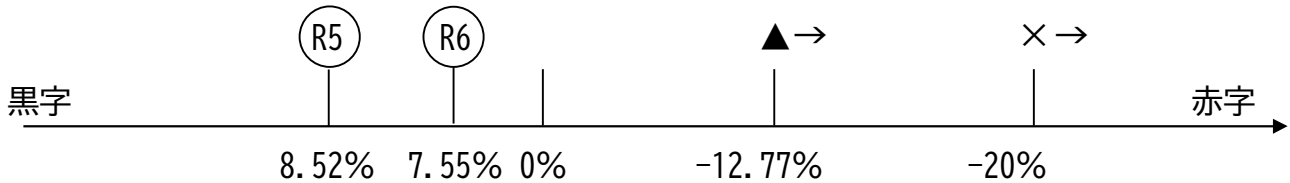
報告第8号

令和6年度いなべ市健全化判断比率（4指標）について

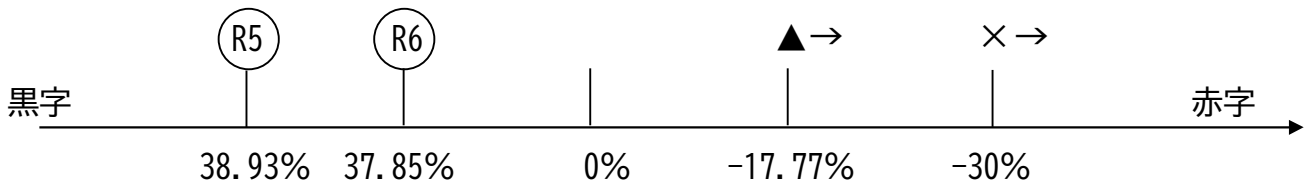
令和6年度決算については、4指標をクリアしています。

- × 財政再生基準（レッドカード） 1つでも該当すると国の管理下で再生へ
- ▲ 早期健全化基準（イエローカード） 1つでも該当すると外部監査を受け健全化へ
- R6 いなべ市の R6 年度決算数値
- R5 いなべ市の R5 年度決算数値

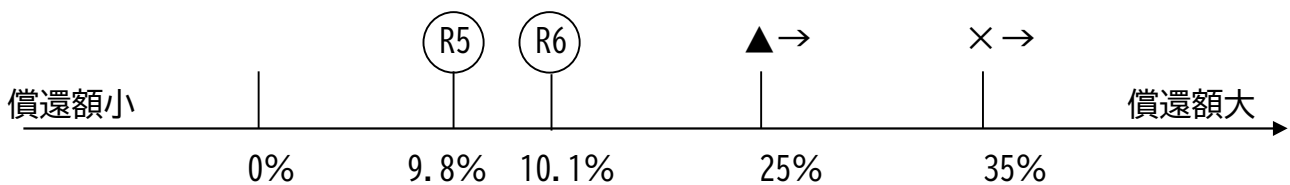
実質赤字比率 報告数値「－」



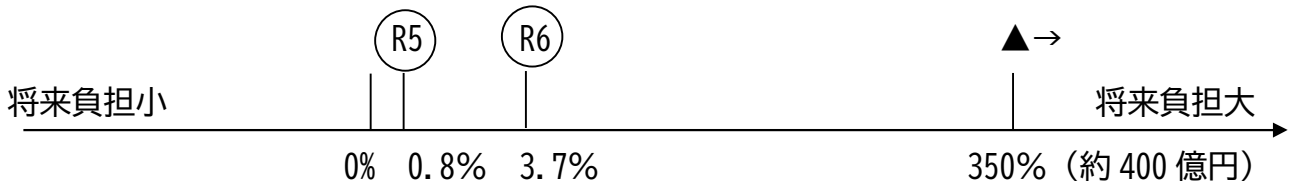
連結実質赤字比率 報告数値「－」



実質公債費比率 報告数値「10.1%」



将来負担比率 報告数値「3.7%」



【実質赤字比率と連結実質赤字比率で用いる標準財政規模】

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

R5：145億円 → R6：151億円

【実質公債費比率と将来負担比率で用いる標準財政規模*】

標準財政規模*＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額－公債費等交付税算入分

R5：119億円 → R6：125億円

令和6年度決算において、財政再生基準（レッドカード）はもちろん、早期健全化基準（イエローカード）をクリアすることができました。今後も4指標の動向を慎重に見守りながら健全な財政運営に努めます。

実質赤字比率 = (普通会計の) 実質赤字額 / 標準財政規模 (0円 / 151億円)

結果…実質赤字比率は「－」であり、実質黒字比率相当は7.55%と現時点では黒字である。

「実質赤字」とは歳入不足で翌年度歳入を繰上充用したり、支払いを翌年度に繰延べ・事業を繰延べたりした額であり、基金取崩等に対応できなくなった財政面での非常事態を示しています。実質単年度収支がマイナスになる状態を続け基金を使い果たすと発生します。なお、実質黒字比率という指標はありませんが、実質収支（プラス）の標準財政規模に対する比率は7.55%です。黒字額は、前年度と比べて1億円減の11億4千万円です。

連結実質赤字比率 = (全会計の) 実質赤字額 / 標準財政規模 (0円 / 151億円)

結果…連結実質赤字比率は「－」であり、連結実質黒字比率相当は37.85%と現時点では黒字である。

実質赤字比率では大規模の公営事業等会計の赤字が含まれないという反省で設けられた指標です。なお、連結実質黒字比率という指標はありませんが、同様に相当する実質収支（プラス）を連結した比率は37.85%です。黒字額は、前年度と比べて5千万円増の57億円ですが、標準財政規模が6億円増となったため、比率は前年度と比べて減少しています。

実質公債費比率 = 元利償還金 / 標準財政規模* (12億 / 125億円) の3か年平均

結果…実質公債費比率は10.1%であり、健全な範囲にある。

実質的に交付税で補填される合併特例債等の償還金は元利償還金から除かれます（交付税控除額は26億円）。一方、企業会計や広域連合の元利償還金に充てられた一般会計からの繰出金、負担金・補助金は元利償還金に含まれます。

単年度の比率は1.0ポイント下降し、3か年平均は0.3ポイント上昇しました。

将来負担比率 = 将来負担額 / 標準財政規模* (5億 / 125億円)

結果…将来負担比率は3.7%であり、健全な範囲にある。

将来負担額は主に地方債残高、債務負担行為による支出予定額、企業会計や広域連合等の元利償還に対する一般会計からの繰出金・負担金見込額など将来に発生する負担の総計額です。

ただし、財政調整基金、市債管理基金など充当することのできる基金、特定財源、基準財政需要額への算入見込額などは将来負担額から控除します（交付税控除額は222億円）。

将来負担額は前年度と比べて3億7千万円増となりました。基金の取り崩しなどにより充当可能財源等が減少したためです。

報告第13号

専決処分の報告について

(野遊びSDGs拠点(仮称)拠点棟整備工事の請負契約を変更する契約の締結)

1 変更金額内訳

	当初契約額	増加分	変更後契約額
工事価格等	496,860,000 円	19,342,000 円	516,202,000 円
消費税相当額	49,686,000 円	1,934,200 円	51,620,200 円
請負工事費等	546,546,000 円	21,276,200 円	567,822,200 円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

本契約変更は、構造安全性及び防水性能の確保のための屋根の仕様変更、廃棄物処理量増加等のため変更契約を締結したものです。

(1) 屋根仕様変更

- ア 構造用金物工事追加による増
- イ 防水・塗装工事追加による増

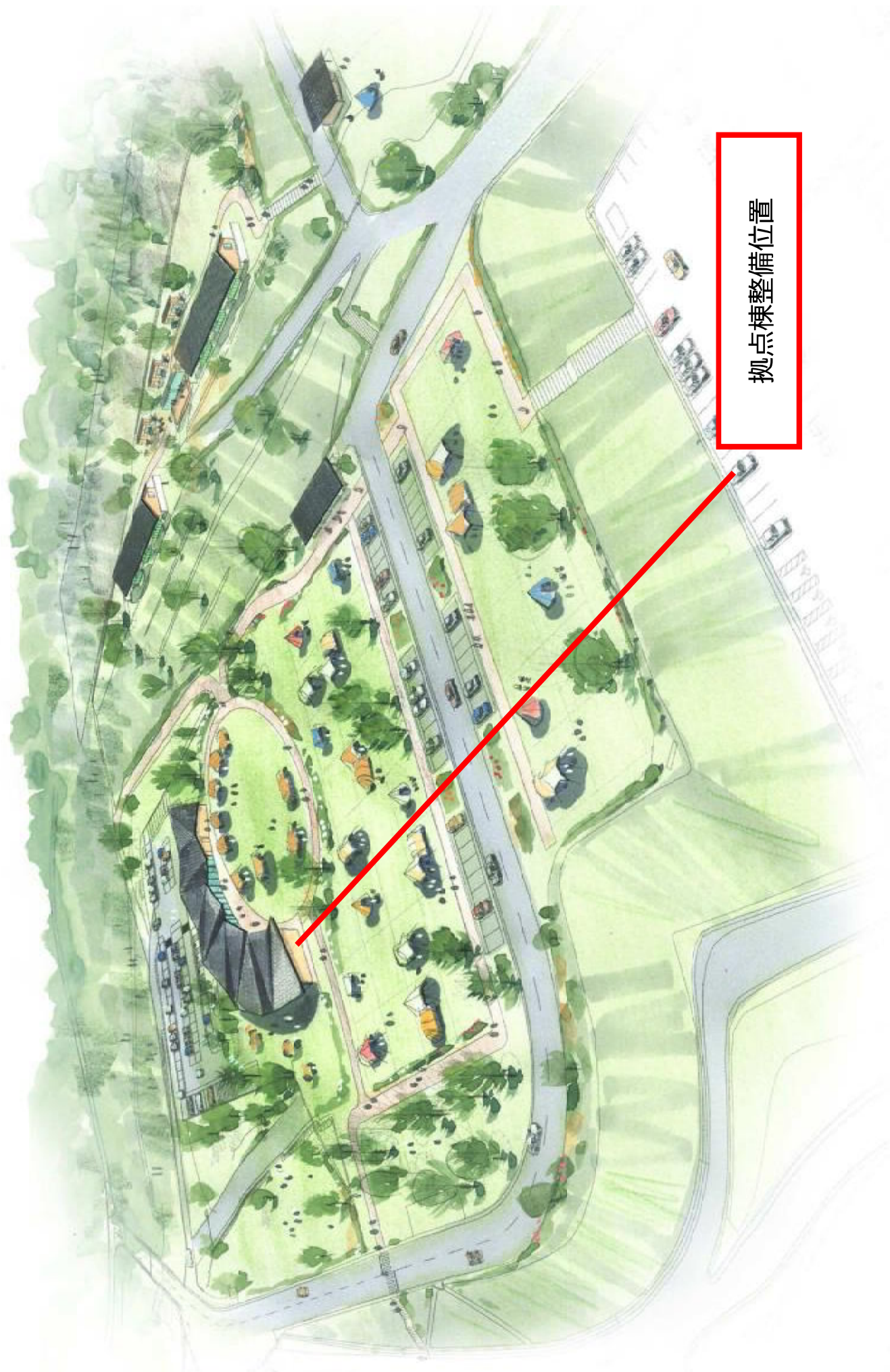
(2) 廃棄物処理

- ア 外構撤去・取壊し数量精査による増
- イ 伐木及び伐竹並びに伐根の数量精査による増
- ウ 基礎地中障害石撤去破碎の数量精査による増

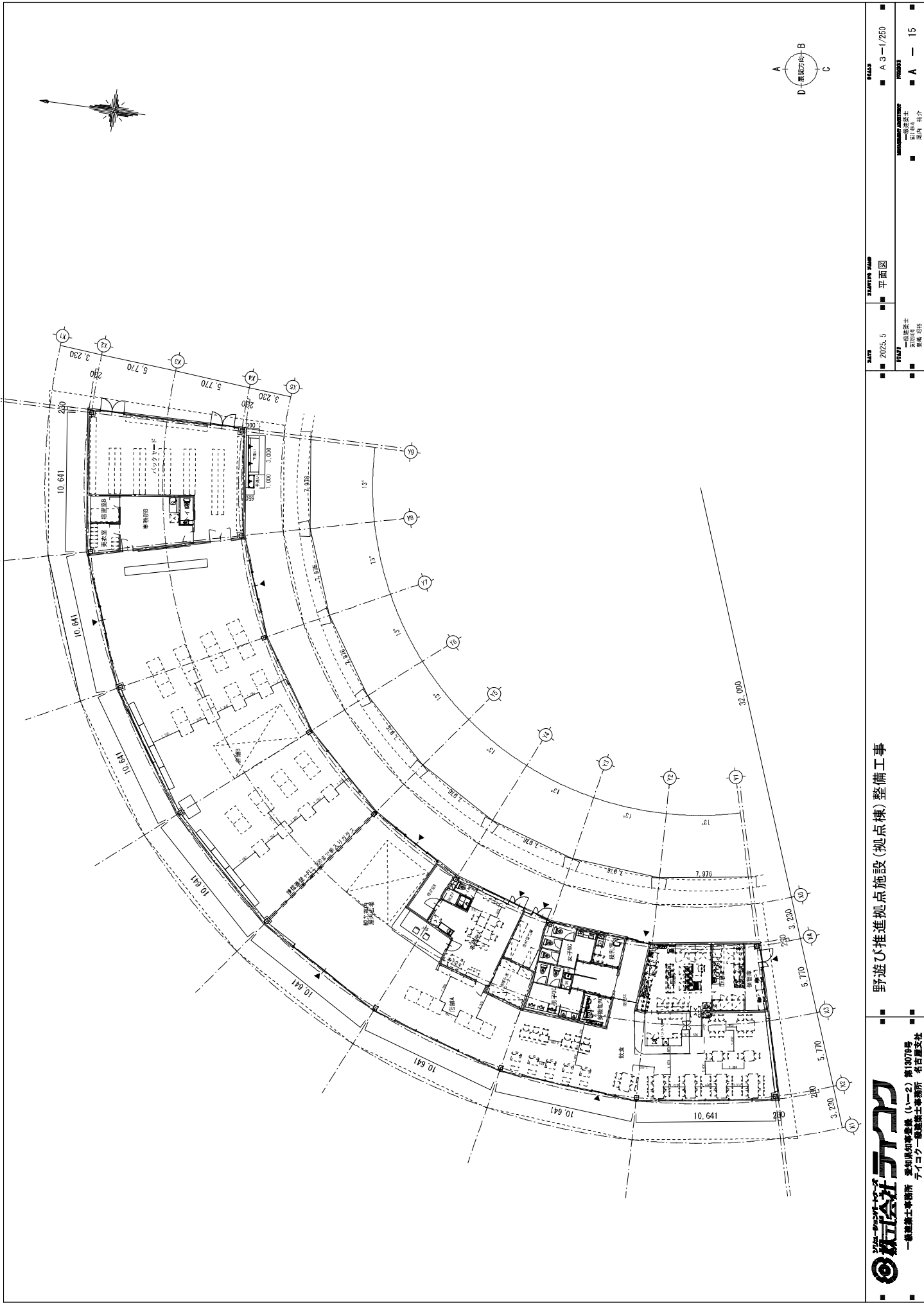
(3) その他

- ア 基礎地盤支持力試験追加による増
- イ アルミサッシ額縁追加に伴う増
- ウ 排煙オペレーターの追加による増
- エ 電気設備のV E (機能とコストバランスの最適化) による減
- オ 木ルーバーのV E (機能とコストバランスの最適化) による減

完成予想図

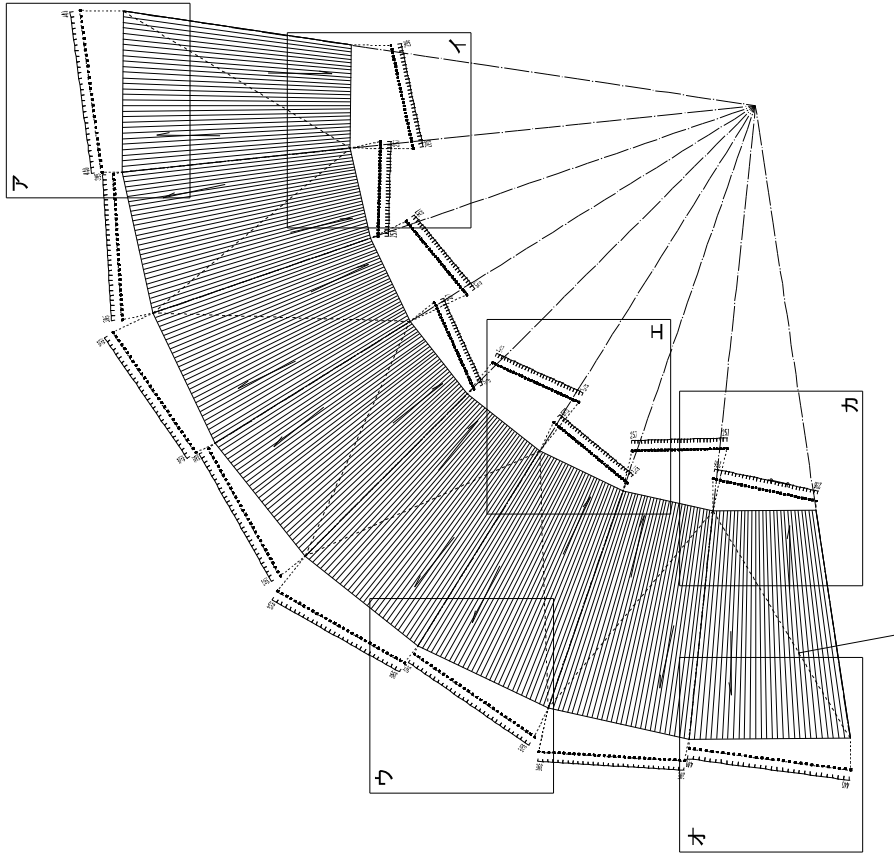


拠点棟整備位置

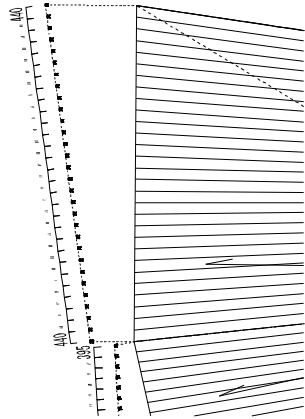


野遊び推進拠点施設(拠点棟)整備工事	2025.5	2025.5	2025.5
一般建築士 事務所 代表 相介	一般建築士 事務所 代表 相介	一般建築士 事務所 代表 相介	一般建築士 事務所 代表 相介

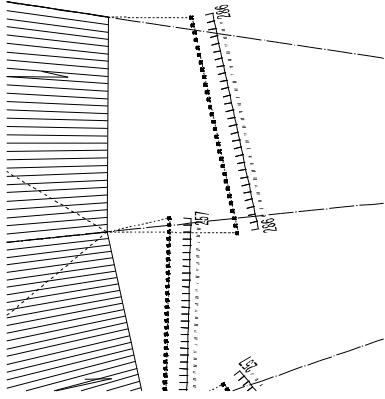
原根伏図



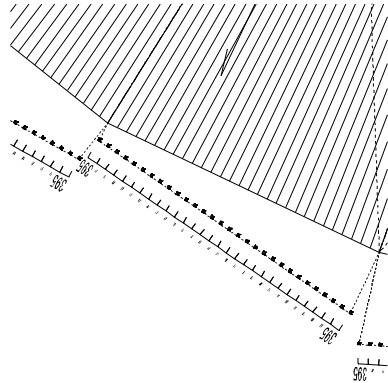
ア掘大図



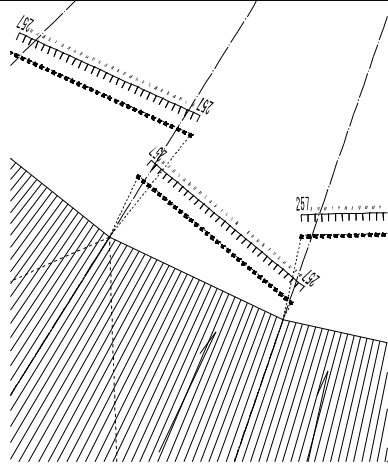
イ掘大図



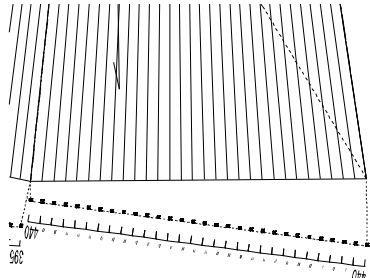
ウ掘大図



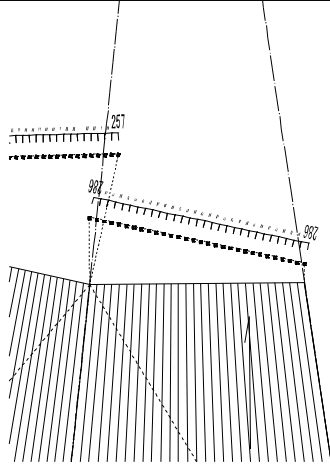
エ掘大図



オ掘大図



カ掘大図



諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 服部 誠子（はっとり せいこ）

住 所 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和8年1月1日 ～ 令和10年12月31日

職 歴 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

以上

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 辻 宏（つじ ひろし）

住 所 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和8年1月1日 ～ 令和10年12月31日

職 歴 [REDACTED]
[REDACTED]

以上

「人権擁護委員の職務について」

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱され、その職務を行っています。

この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- (1) 人権相談に応じる。
- (2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。
- (3) 国民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。

○その具体的な活動としては、以下のとおりです。

(1) 人権相談所

①常設相談所 津地方法務局及び桑名支局内において毎日、県内の人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

- ①みんなの人権110番（電話での相談）
- ②子どもの人権110番（電話での相談）
- ③女性の人権ホットライン（電話での相談）
- ④子どもの人権SOSミニレター（手紙での相談）

②特設相談所 いなべ市内の公共施設において毎月1回、いなべ市人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

(2) 人権侵害による被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、情報の収集、調査、処理に当たります。

また、調査途中に当事者の主張や利害を調整し、円満な解決を図ることも行います。

(3) 人権啓発活動

- ①街頭啓発（人権週間に合わせ市内各所で実施）
- ②人権の花運動（人権擁護委員が地元の小学校と協力し、子どもたちが花を育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の意識をはぐくむ活動）
- ③人権教室（学校訪問や学習の時間などの機会に、冊子・ビデオなどを使用して思いやりの大切さを伝える活動）
- ④人権作文コンテスト（中学生を対象に、作文を書くことを通じて人権尊重の必要性、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施）

同意第2号から同意第16号まで

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

同 意	担当区域	氏 名	住 所	生 年 月 日
第2号	北勢町区域 (阿下喜)	コンドウ オサム 近藤 修	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第3号	北勢町区域 (十社)	ナカニシ ヤスヒロ 中西 康弘	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第4号	北勢町区域 (山郷)	イトウ キヨノリ 伊藤 清徳	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第5号	北勢町区域 (治田)	オカダ コウヘイ 岡田 康平	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第6号	北勢町区域 (治田)	ミノベ タカシ 美農部 孝司	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第7号	員弁町区域 (員弁西)	ニノユ カズヒコ 二之湯 和彦	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第8号	員弁町区域 (員弁中)	コバヤシ マサノリ 小林 政則	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第9号	員弁町区域 (員弁東)	ナカムラ シンヤ 中村 進也	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第10号	大安町区域 (梅戸井)	イシハラ アキヒコ 石原 昭彦	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第11号	大安町区域 (三里)	セギ ヒカル 瀬木 光	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第12号	大安町区域 (石樽)	イトウ ケイコ 伊藤 恵子	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第13号	大安町区域 (丹生川)	ハットリ キヨノリ 服部 清徳	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第14号	藤原町区域(東 藤原・西藤原)	ナカムラ ショウジ 中村 正治	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第15号	藤原町区域 (立田・白瀬)	カタオカ セツオ 片岡 節男	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]
第16号	藤原町区域 (中里)	コデラ トシユキ 小寺 俊行	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]

経 歴	農業者の区分	経営面積	推 薦 者
阿下喜水利組合員	一般	6, 7 2 6 m ²	北勢町農業振興部会
北勢町農業振興部会員	認定農業者である 個人	1 3 4, 5 4 5 m ²	北勢町農業振興部会
認定農業者	認定農業者である 個人	2 0, 0 1 3 m ²	北勢町農業振興部会
北勢町農業振興部会員 現農業委員	認定農業者である 個人	4 0 3, 2 7 3 m ²	北勢町農業振興部会
北勢町農業振興部会員 現農地利用最適化推進委員	一般	2 2, 1 6 1 m ²	北勢町農業振興部会
員弁町農業振興部会員 現農地利用最適化推進委員	認定農業者である 個人	8 3, 0 5 3 m ²	員弁町農業振興部会
畑新田集落営農組合理事	一般	2, 5 6 8 m ²	員弁町農業振興部会
員弁町農業振興部 代表 現農地利用最適化推進委員	認定農業者である 個人	1 1 1, 8 6 4 m ²	員弁町農業振興部会
大安町農業振興部会員	認定農業者である 個人	1 2 1, 3 1 0 m ²	大安町農業振興部会
元地方公務員 高柳地区農家組合長	利害関係を有しな い者	6 5 9 m ²	大安町農業振興部会
畜産業経営	一般	0 m ²	大安町農業振興部会
大安町農業振興部会員	認定農業者である 法人の役員	1, 3 8 9 m ²	大安町農業振興部会
現農業委員 西野尻農家組合 役員	一般	7, 4 2 3 m ²	藤原町農業振興部会
藤原町農業振興部会員 現農業委員	認定農業者である 法人の役員	1 7 1, 5 5 1 m ²	藤原町農業振興部会
元三重北農業協同組合職員 川合農家組合員	一般	4, 0 9 4 m ²	藤原町農業振興部会

議案第40号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬を新たに定めるため、条例を改正します。

外部立会人について

三重県選挙管理委員会が指定した病院等の施設で不在者投票が行われる場合に、公正に行われることを確保するため、施設関係者以外の第三者として選任される立会人をいいます。

公職選挙法第49条第10項により、施設長等の不在者投票管理者は、市の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の、不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられています。

いなべ市内の指定病院等

- 1 いなべ総合病院
- 2 北勢病院
- 3 日下病院
- 4 介護老人保健施設 銀花
- 5 介護老人保健施設 オアシス
- 6 特別養護老人ホーム アイリス
- 7 養護老人ホーム 翠明院
- 8 特別養護老人ホーム 翠明院
- 9 ハーモニーハウスいなべ

議案第41号

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 公費負担の対象の見直し

選挙運動の公費負担を見直し、公費負担の対象をいなべ市議会議員の選挙のみとします。

2 公費負担の単価の見直し

公職選挙法施行令が改正され、選挙運動費用の一部の公費負担の限度額が引き上げられたため、同令に準じていなべ市議会議員の選挙における選挙運動費の一部の公費負担の限度額を引き上げます。

【改正内容】

改正する公費負担の区分	改正前単価	改正後単価
選挙運動用のビラの作成 単価の限度額	7円73銭	8円38銭
選挙運動用ポスターの作 成単価の限度額	541円31銭	586円88銭

議案第42号

いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

こども誰でも通園制度は、令和7年度から児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として位置付けられました。いなべ市内で実施するための設備及び運営に関する基準を制定します。

【対 象 者】 保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までのこども

【利用時間】 月単位で一定時間の利用可能枠の範囲（月10時間程度）

【内 容】 こどもにとって、同年代のこどもとの集団生活や家族以外の人と関わる機会を持つことで、ものや人への興味や関心が広がり、成長発達に資する経験をもたらす。

保護者にとって、家庭で子育てを行う際の孤立感や不安感を解消し、一定時間こどもと離れ、自分の時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる。

乳児等通園支援事業区分と基準について

乳児等通園支援事業の区分	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 ①一般型乳児等通園支援事業は、保育所等の利用定員以外に定員を定めて行う乳児等通園支援事業をいう。 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所において、当該施設又は事業の利用児童数が利用定員に達しない場合に、その利用定員の範囲内の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
設備の基準	①一般型乳児等通園支援事業 【0～1歳児】乳児室：1.65 m²/人 又は ほふく室：3.3 m²/人 【2歳児以上】乳児等通園支援室又は遊戯室：1.98 m²/人 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。
職員の基準	①一般型乳児等通園支援事業の乳児等の数に対する職員の配置数 【0歳児】3人：1人【1、2歳児】6人：1人 ・乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上配置する。 ・保育士以外の保育従事者は、研修(子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同等の研修)を修了した者とする。 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。

2 一時預かり事業との比較（市内保育施設等で実施する場合）

項目	こども誰でも通園制度 (令和8年4月から実施予定)	いなべ市一時預かり事業
国の 位置づけ	令和7年度 市町村が実施主体となる事業 令和8年度 乳児等のための給付事業	市が実施主体となる事業
実施市町村	令和7年度 市町村で判断 令和8年度 全市町村で実施	市が主体となり実施
事業趣旨	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための事業	家庭において保育をすることが一時的に困難となった、保育所等に通っていないこどもについて、主に保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業
利用目的	・園生活を経験し、こどもの成長や発達を促すため ・こどもの発達や子育ての不安を抱えている保護者に対して、保育者がアドバイスをを行い、保護者の不安を解消するため	・仕事の都合、通院、治療等で自宅保育が困難な場合 ・保護者の傷病、入院、事故、冠婚葬祭等で自宅保育が困難な場合 ・保護者のリフレッシュ目的の場合
利用対象	保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までのこども	保育所等に通っていない生後6か月から就学前までのこども
利用可能時間	月に10時間程度	月単位 上限10日間（8：30～16：30）
実施方法	一般型又は余裕活用型	余裕活用型
利用料	国の基準を参考に設定予定	3歳児以上 1,500円／日 3歳児未満 1,800円／日 ※生活保護世帯、住民税非課税世帯等は、減免制度あり

議案第43号

いなべ市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、市の条例において引用する条に繰り下げが生じたことによる改正です。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（市条例関係部分）

現行	改正後	内容
令第21条第2項第1号	令第22条第2項第1号	視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、視覚障害者を誘導する設備を設ける規定

議案第45号

工事請負契約の締結について

(いなべ市消防団藤原地区詰所新築工事)

相手方 株式会社河村産業所 三重支店

代表者 支店長 福島 英文 (ふくしま ひでふみ)

所在地 三重県三重郡川越町大字高松字乾211番地

資本金 1億円(令和7年7月末現在)

従業者数 272人(令和7年7月末現在)

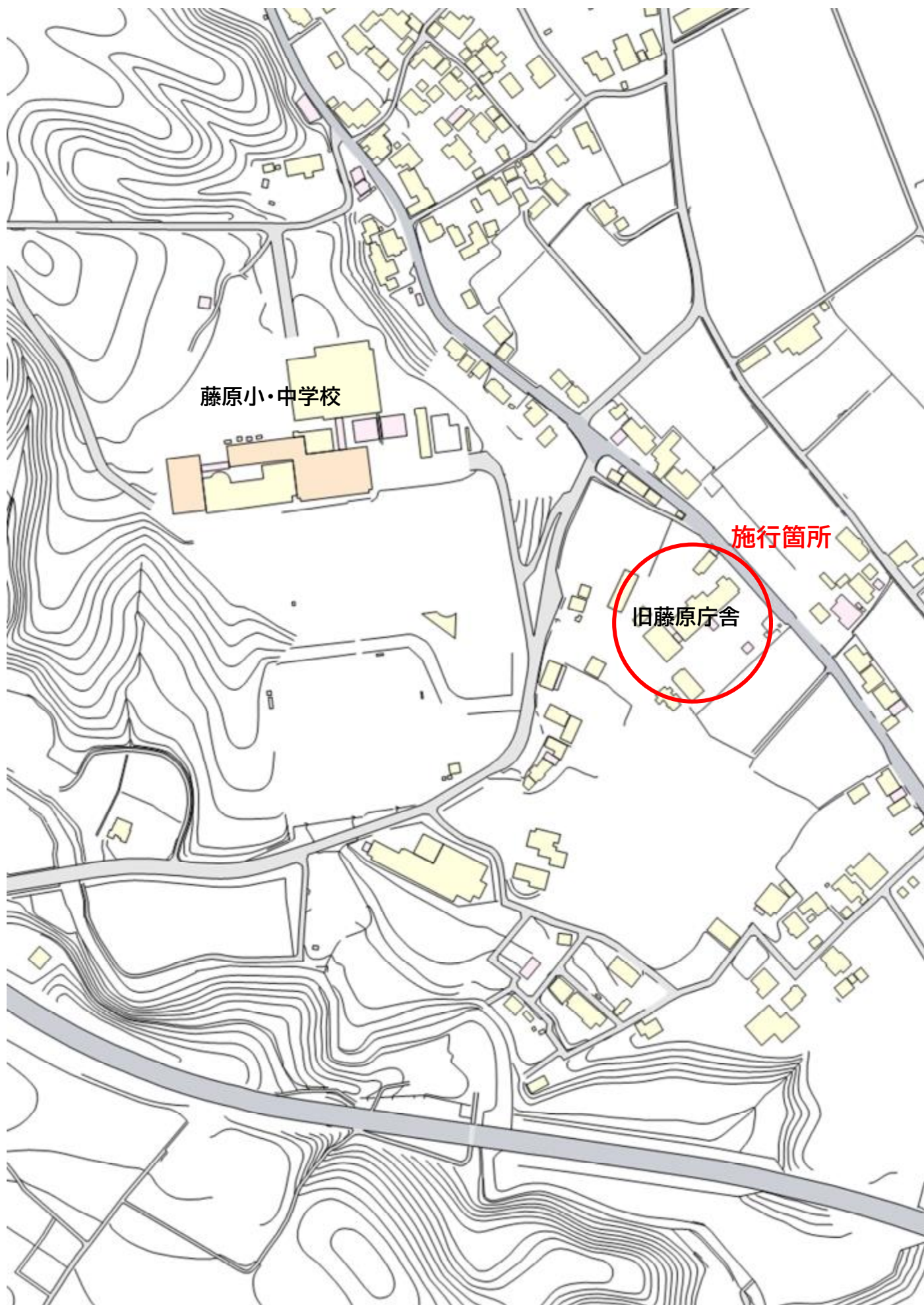
市内における工事の実績

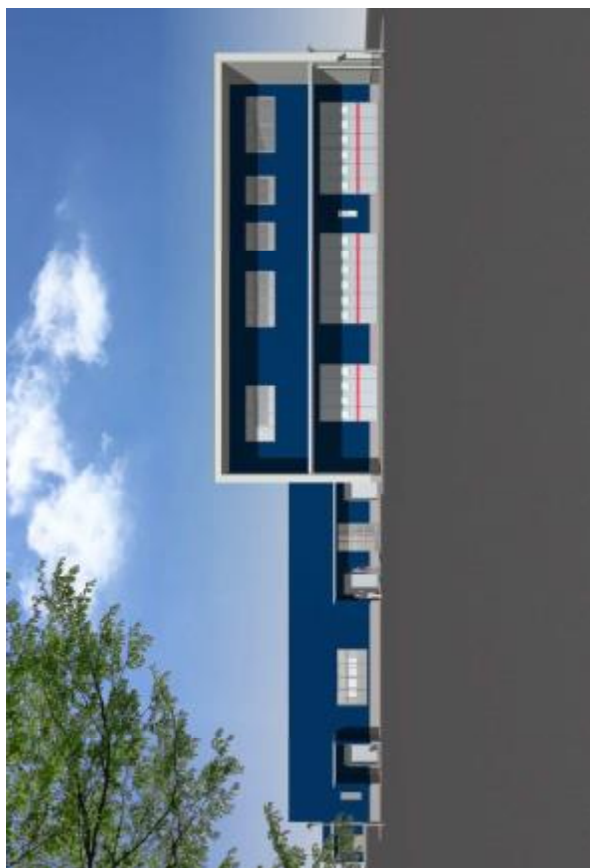
- (1) 平成25年度 員弁東小学校プール改築工事
1億2110万700円
- (2) 平成27年度 北勢市民会館改修工事
5億91万9120円
- (3) 平成28年度 員弁老人福祉センター改修工事
8276万4720円
- (4) 令和3年度 三里小学校トイレ改修工事
6202万4600円

工事内容の概要

- (1) 消防団詰所新築工事
鉄骨2階建1棟 延べ床面積 887.79 m²
木造倉庫1棟 延べ床面積 49.69 m²
- (2) 旧藤原庁舎及び附属施設解体撤去工事
延べ床面積 2554.35 m²

位置図





2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100	2101	2102	2103	2104	2105	2106	2107	2108	2109	2110	2111	2112	2113	2114	2115	2116	2117	2118	2119	2120	2121	2122	2123	2124	2125	2126	2127	2128	2129	2130	2131	2132	2133	2134	2135	2136	2137	2138	2139	2140	2141	2142	2143	2144	2145	2146	2147	2148	2149	2150	2151	2152	2153	2154	2155	2156	2157	2158	2159	2160	2161	2162	2163	2164	2165	2166	2167	2168	2169	2170	2171	2172	2173	2174	2175	2176	2177	2178	2179	2180	2181	2182	2183	2184	2185	2186	2187	2188	2189	2190	2191	2192	2193	2194	2195	2196	2197	2198	2199	2200	2201	2202	2203	2204	2205	2206	2207	2208	2209	2210	2211	2212	2213	2214	2215	2216	2217	2218	2219	2220	2221	2222	2223	2224	2225	2226	2227	2228	2229	2230	2231	2232	2233	2234	2235	2236	2237	2238	2239	2240	2241	2242	2243	2244	2245	2246	2247	2248	2249	2250	2251	2252	2253	2254	2255	2256	2257	2258	2259	2260	2261	2262	2263	2264	2265	2266	2267	2268	2269	2270	2271	2272	2273	2274	2275	2276	2277	2278	2279	2280	2281	2282	2283	2284	2285	2286	2287	2288	2289	2290	2291	2292	2293	2294	2295	2296	2297	2298	2299	2300	2301	2302	2303	2304	2305	2306	2307	2308	2309	2310	2311	2312	2313	2314	2315	2316	2317	2318	2319	2320	2321	2322	2323	2324	2325	2326	2327	2328	2329	2330	2331	2332	2333	2334	2335	2336	2337	2338	2339	2340	2341	2342	2343	2344	2345	2346	2347	2348	2349	2350	2351	2352	2353	2354	2355	2356	2357	2358	2359	2360	2361	2362	2363	2364	2365	2366	2367	2368	2369	2370	2371	2372	2373	2374	2375	2376	2377	2378	2379	2380	2381	2382	2383	2384	2385	2386	2387	2388	2389	2390	2391	2392	2393	2394	2395	2396	2397	2398	2399	2400	2401	2402	2403	2404	2405	2406	2407	2408	2409	2410	2411	2412	2413	2414	2415	2416	2417	2418	2419	2420	2421	2422	2423	2424	2425
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

議案第46号

工事請負契約を変更する契約の締結について
 （野遊びSDGs拠点（仮称）附属棟等整備工事）

1 変更金額内訳

	当初契約額	増加分	変更後契約額
工事価格等	278,900,000 円	35,812,000 円	314,712,000 円
消費税相当額	27,890,000 円	3,581,200 円	31,471,200 円
請負工事費等	306,790,000 円	39,393,200 円	346,183,200 円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

本契約変更は、客土工事の追加、コンクリート舗装工事の増加、電気設備及び機械設備の見直し等により増額を行おうとするものです。

（1）客土工事

客土（1,300 m³）工事の追加による増

※当初の想定以上にアスファルト下層状況が悪く、既存碎石敷きに植栽（種子散布）の施工ができないため。

（2）コンクリート舗装工事

コンクリート舗装範囲の数量精査による増

（3）電気設備及び機械設備の見直し

ア 電線埋設工事の追加による増

イ 誘導支援（放送）設備の追加による増

ウ 給水設備のV E（機能とコストバランスの最適化）による減

エ 排水設備のV E（機能とコストバランスの最適化）による減

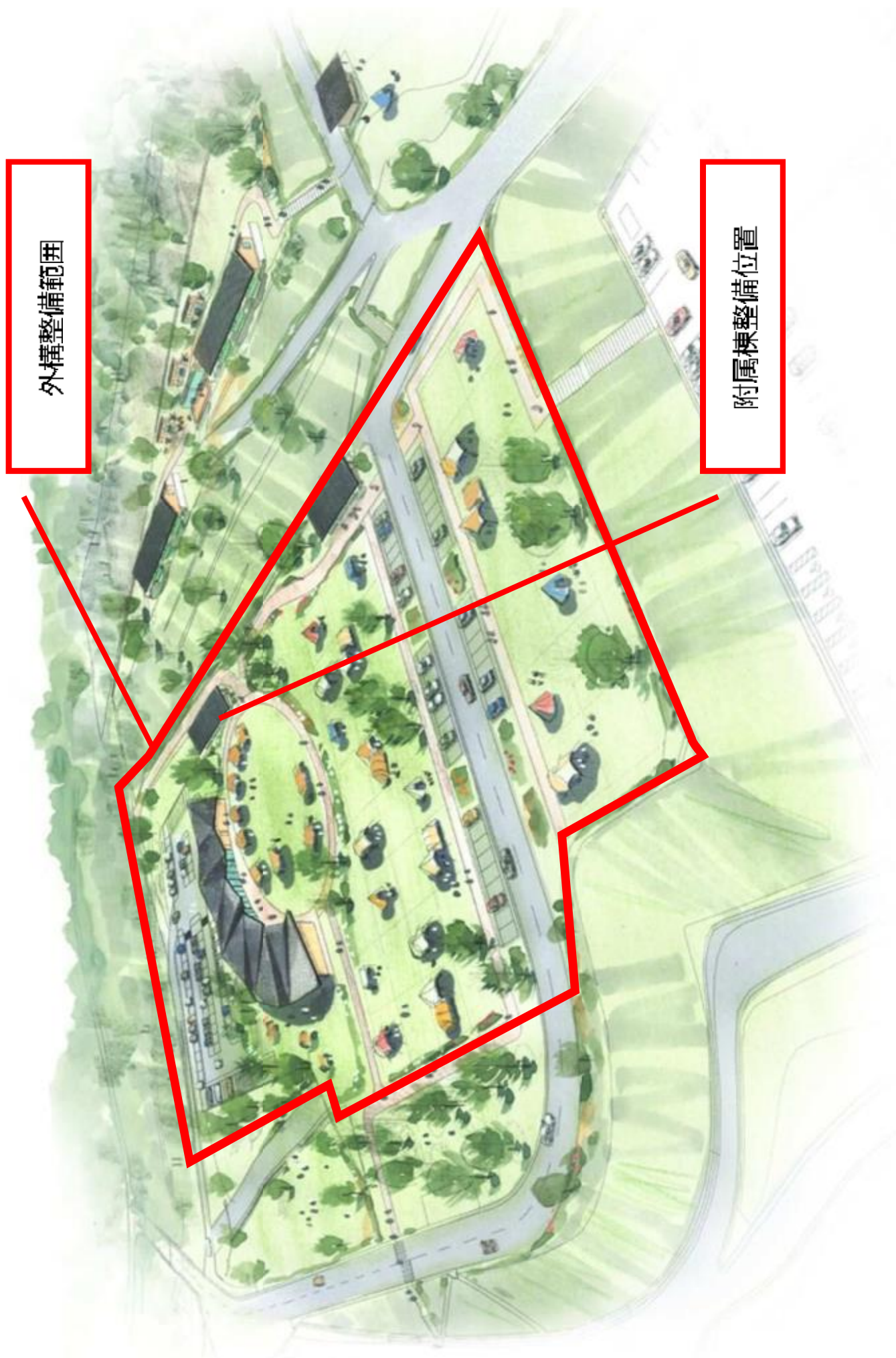
（4）その他

ア 基礎地中障害石撤去破碎工事の追加による増

イ 基礎地盤支持力試験追加による増

ウ 既設石移動工事の追加による増

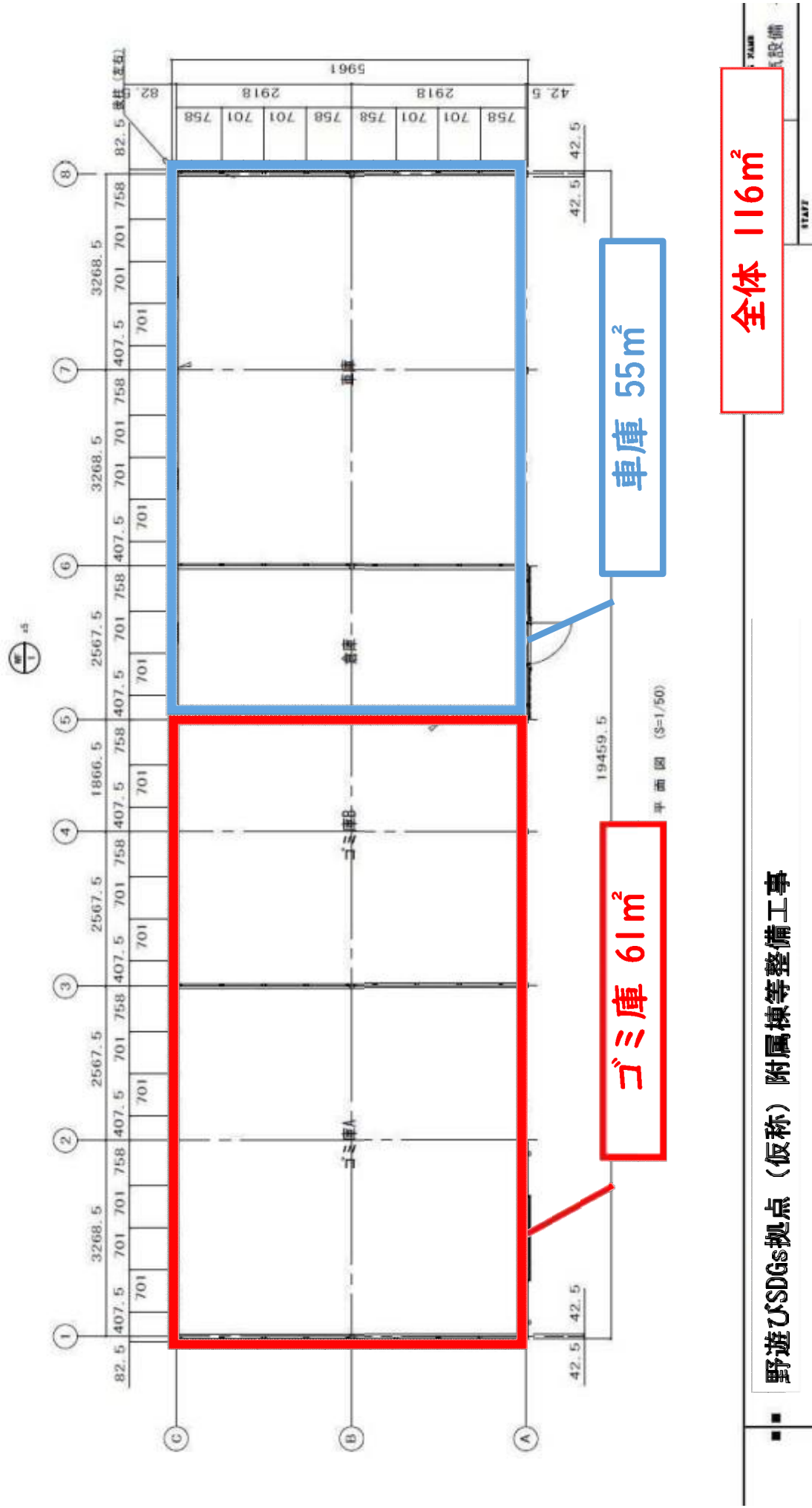
完成予想図

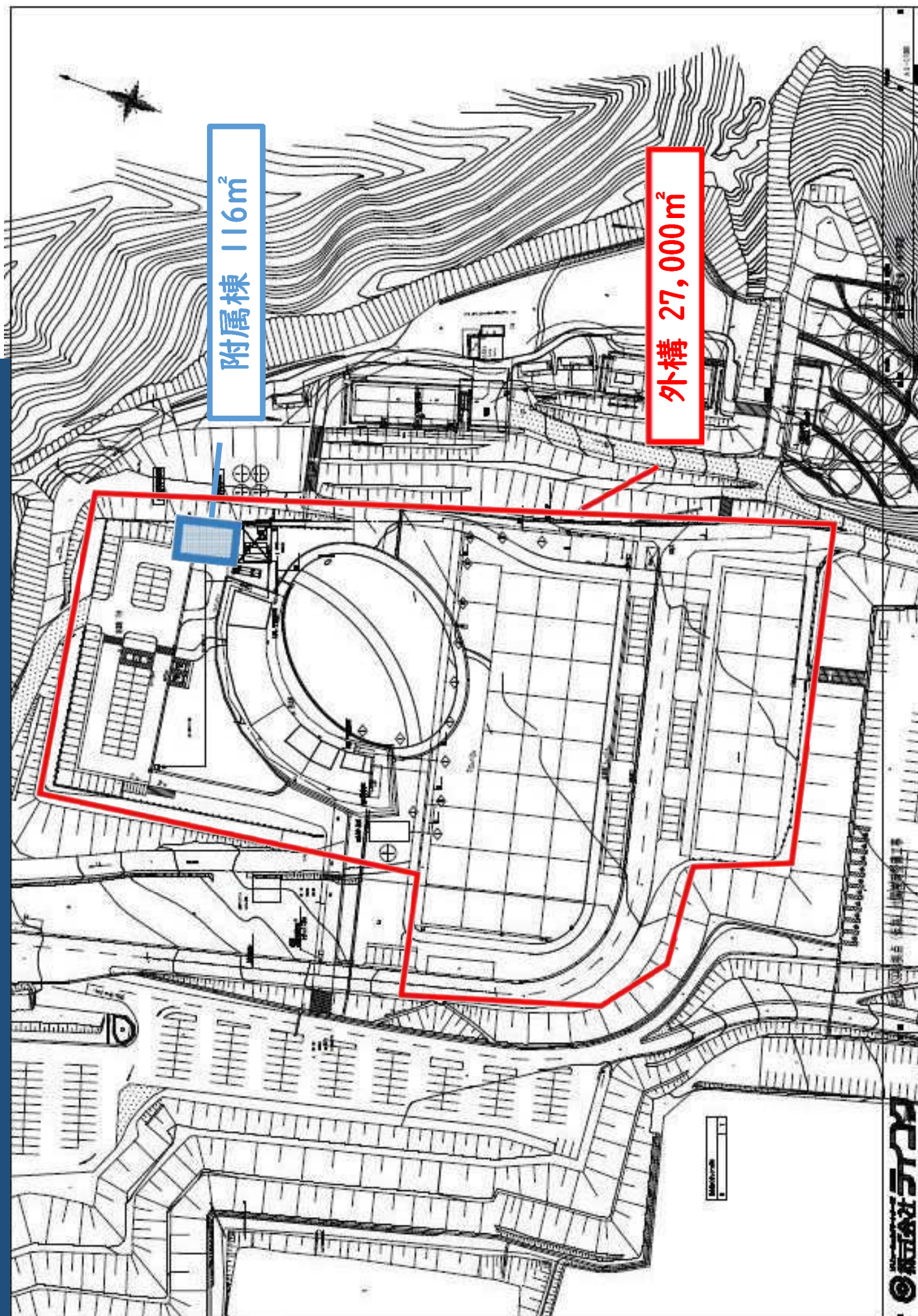


外構整備範囲

附属棟整備位置

附属棟用途





議案第47号

財産の取得について

(消防ポンプ付き自動車購入)

相手方 株式会社モリタ東海 四日市営業所

代表者 所長 小倉 浩之 (おぐら ひろゆき)

所在地 三重県四日市市北野町711

資本金 10,000,000円

従業者数 14人 (令和7年4月末日現在)

令和6年度消防ポンプ付き自動車納入実績

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 志摩市消防本部 | 1台 |
| (2) 三重紀北消防組合消防本部 | 1台 |
| (3) 熊野市消防本部 | 1台 |
| (4) 菰野町消防本部 (消防団) | 1台 |
| (5) 名張市消防本部 | 1台 |
| (6) 四日市市消防本部 (消防団) | 5台 |
| (7) 津市消防本部 (消防団) | 3台 |

いなべ市への納入実績

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 令和6年度 小型動力ポンプ付き積載車 | 1台 |
| (2) 令和5年度 消防ポンプ付き自動車 | 1台 |
| (3) 令和2年度 消防ポンプ付き自動車 | 1台 |

消防ポンプ付き自動車（CD-1）の概要

イメージイラスト



1 車両仕様

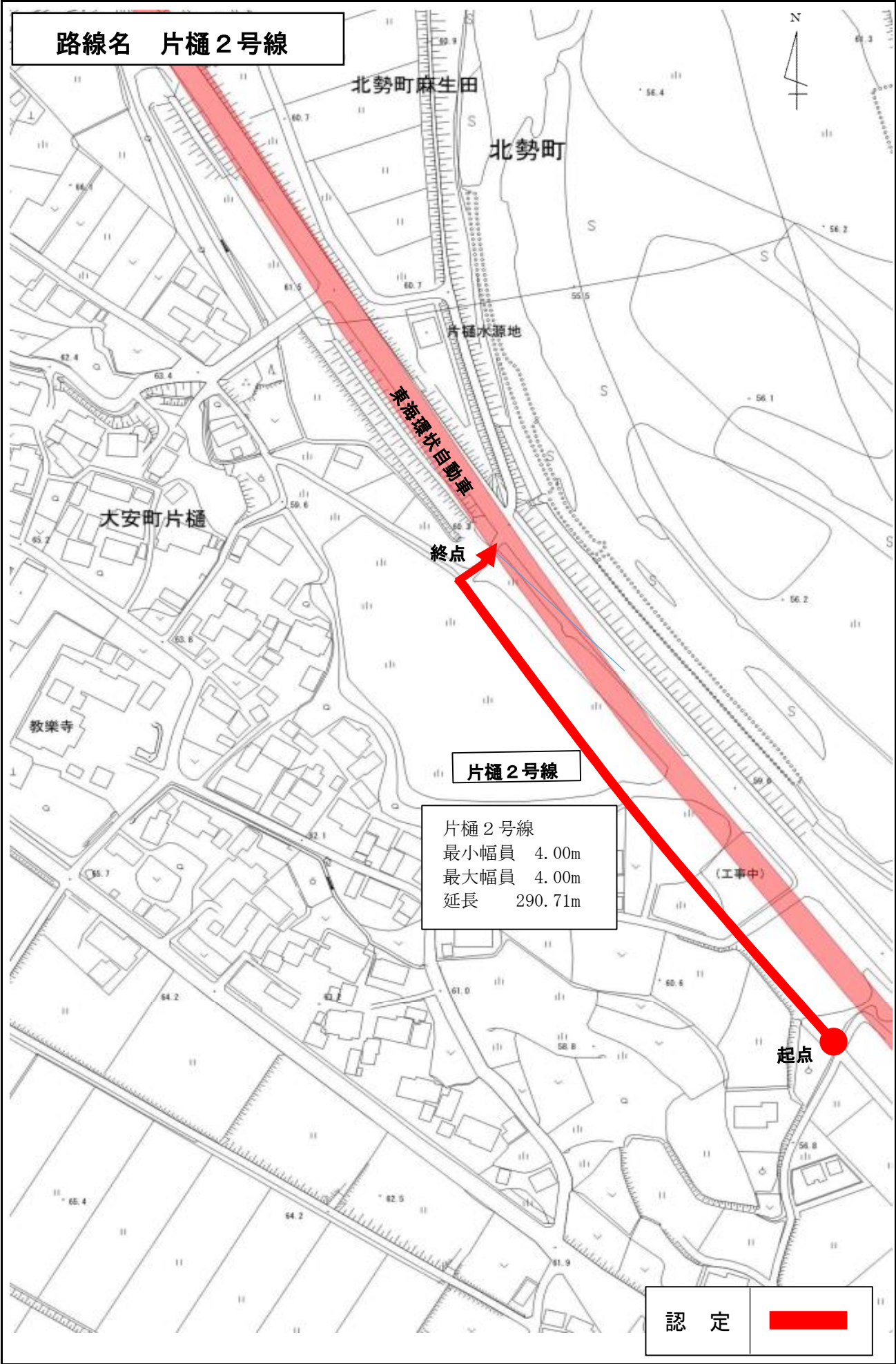
- (1) 型式 消防専用ダブルキャビンオーバー型二輪駆動
- (2) 乗車人員 6人

2 エンジン

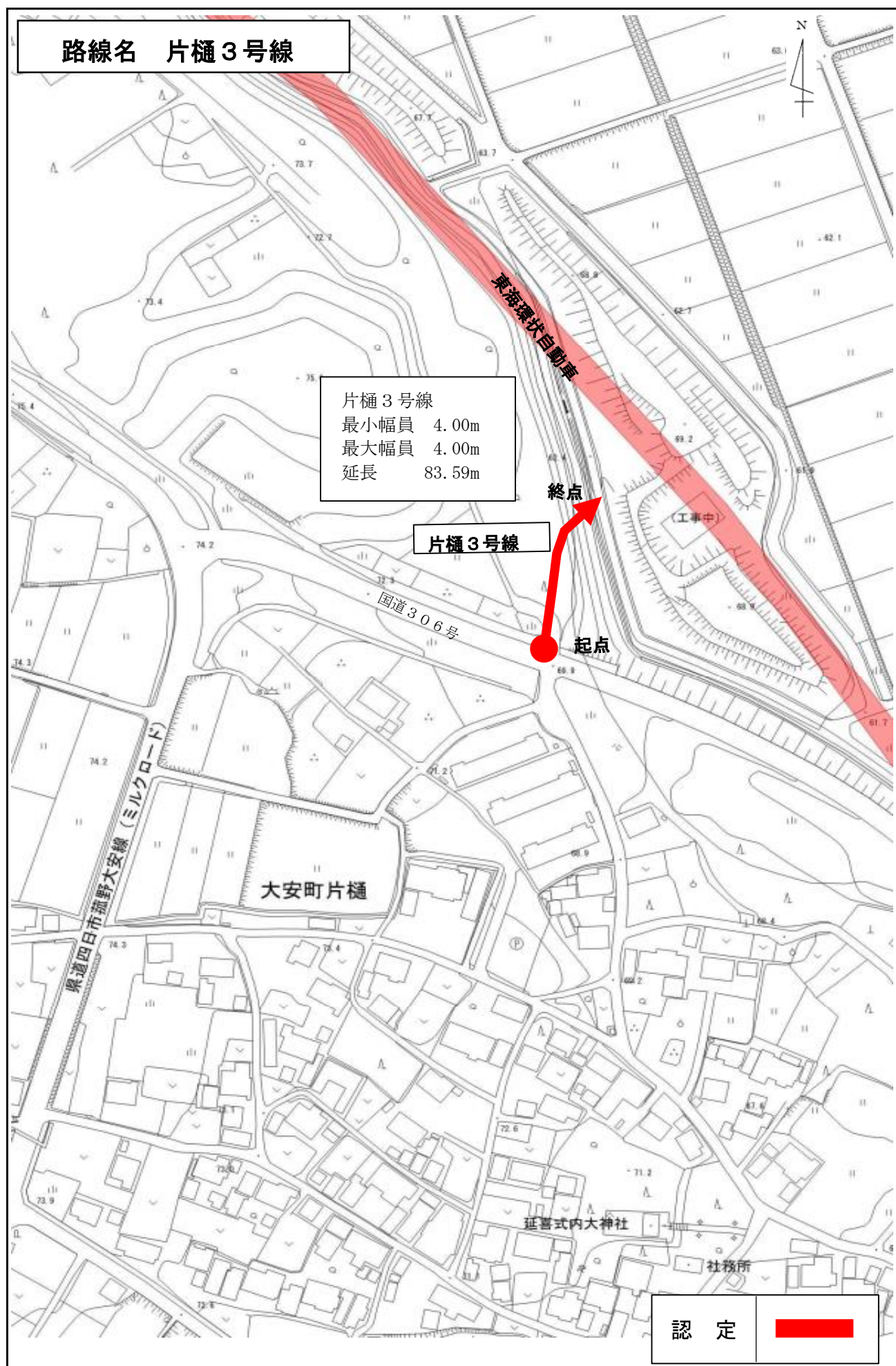
- (1) 型式 消防用水冷4サイクルディーゼルエンジン
- (2) 出力 97kw以上

3 主な装備・資機材

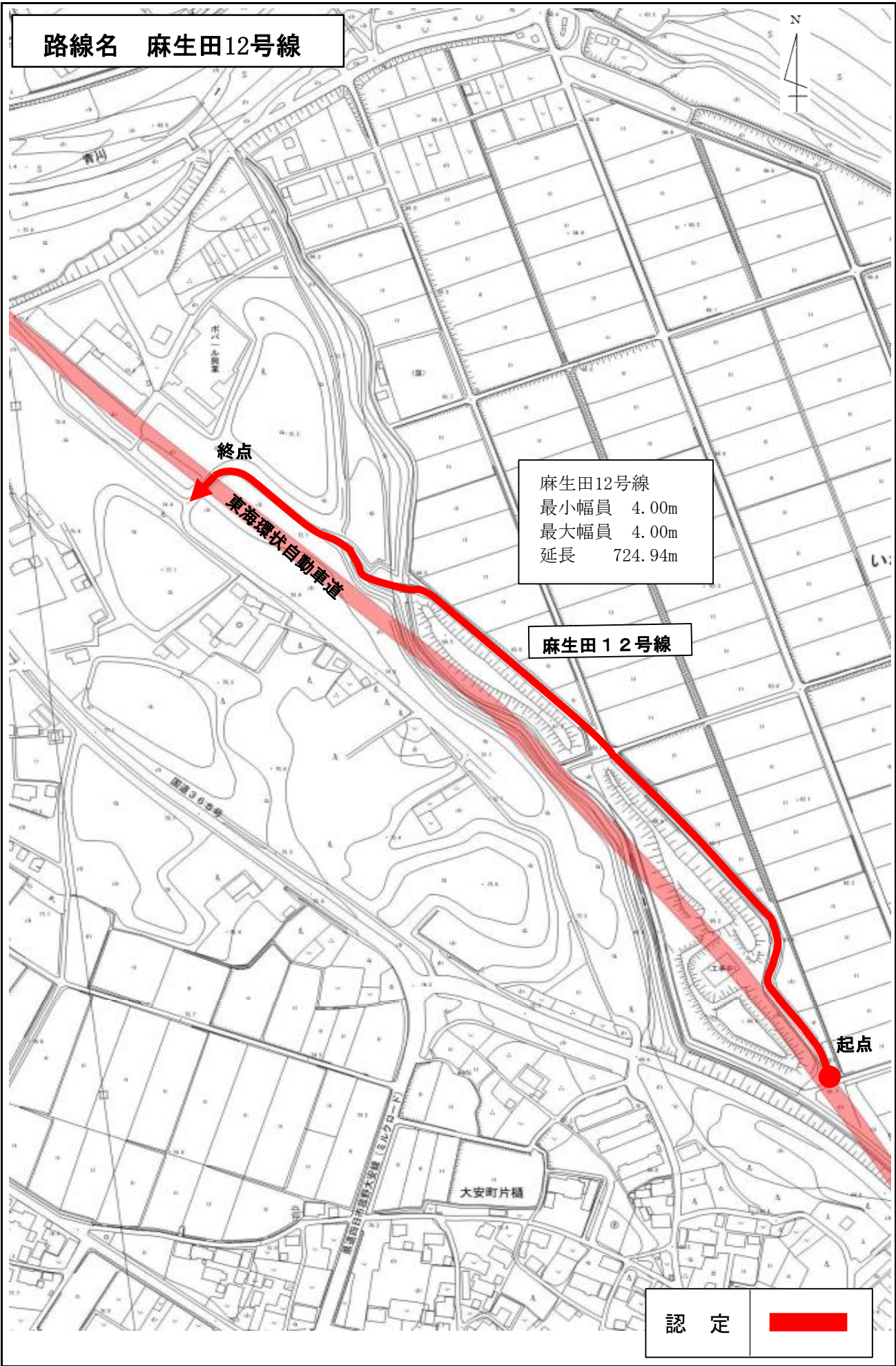
- (1) A-2級ポンプ装置
- (2) 標識灯内蔵形赤色警告灯
- (3) 電子サイレン
- (4) 作業灯
- (5) ストライカー（手動式破碎器具）
- (6) ホース延長資機材（ホースカー）

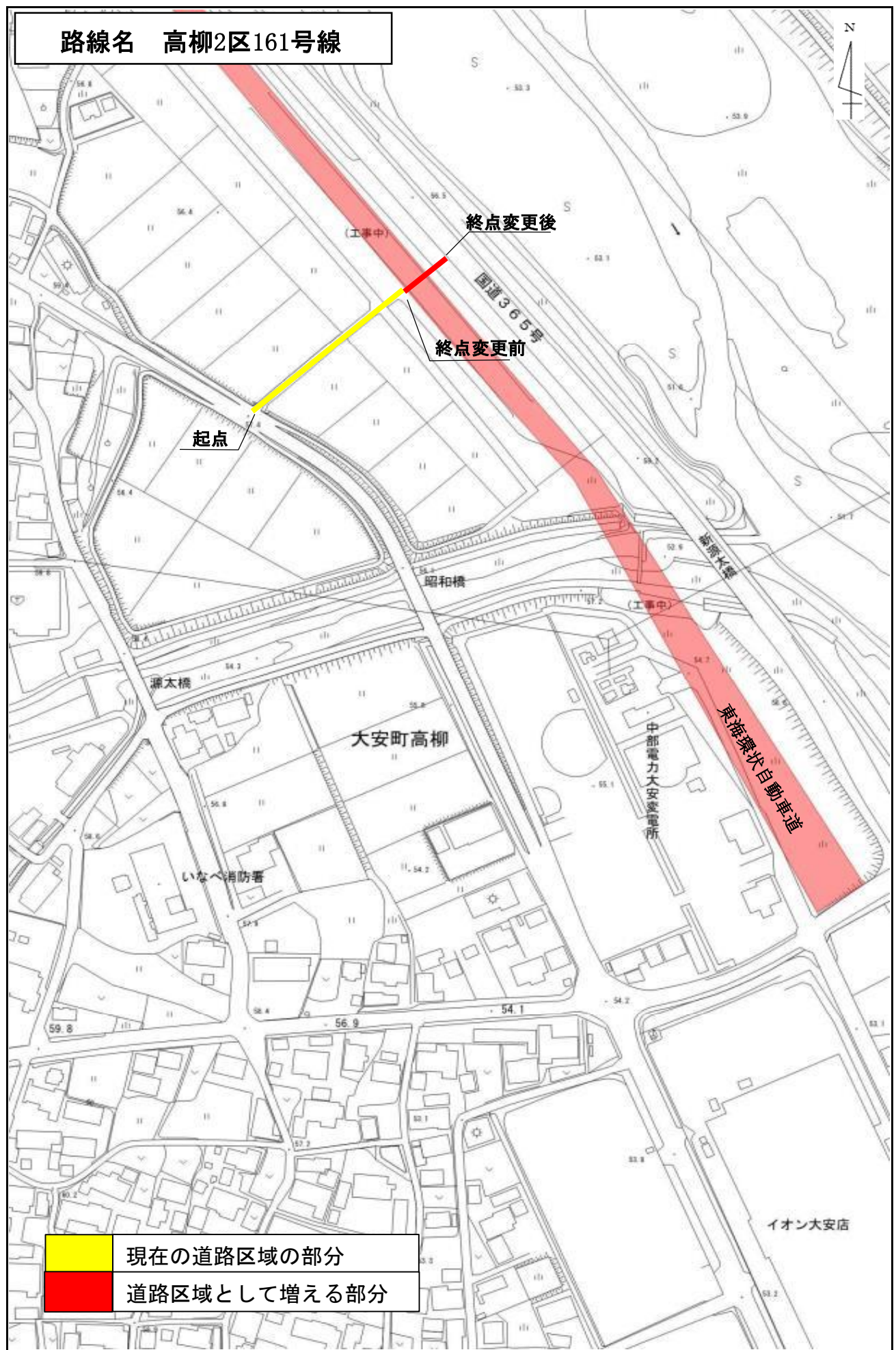


平面图

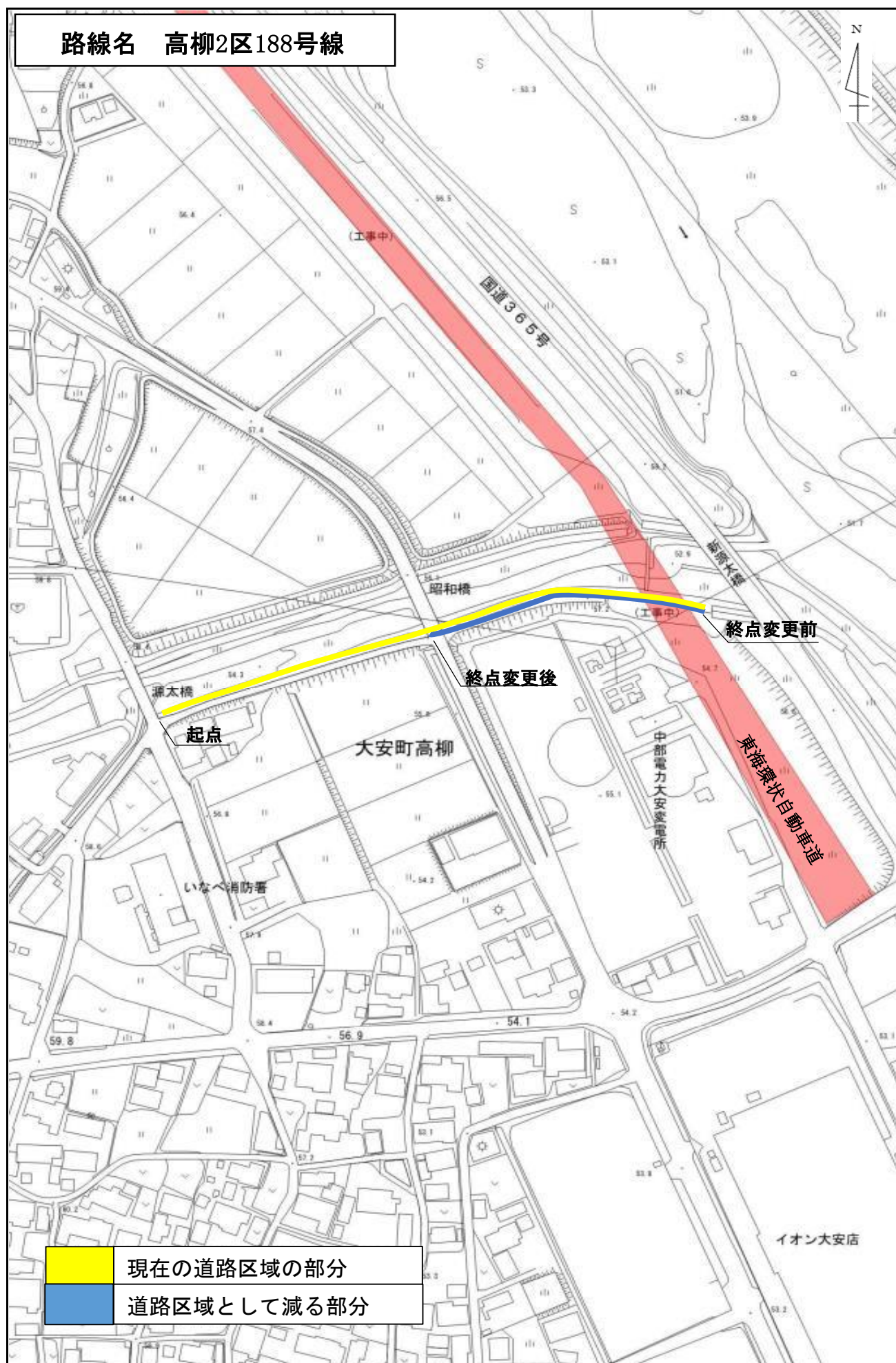


平面図

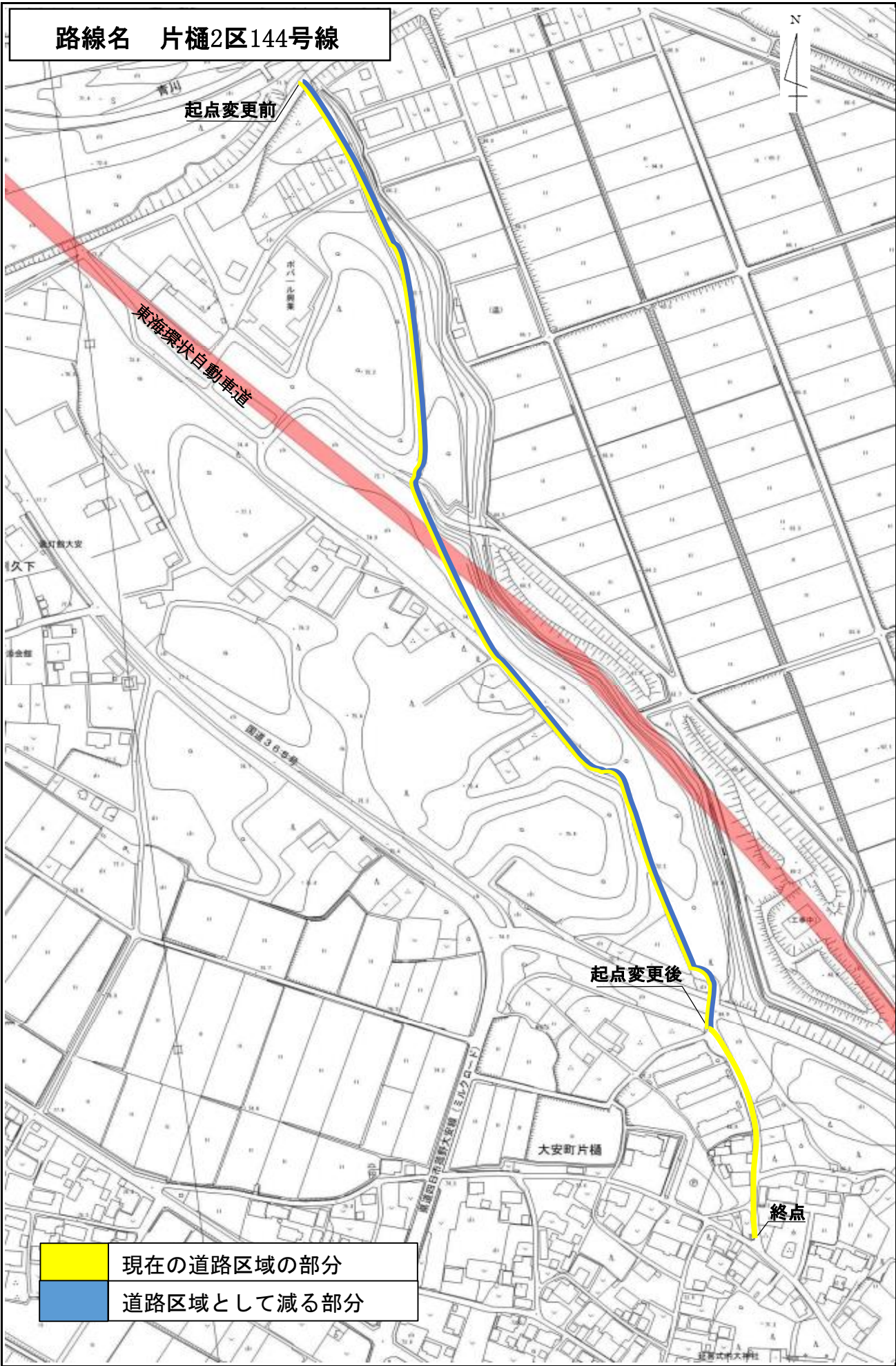




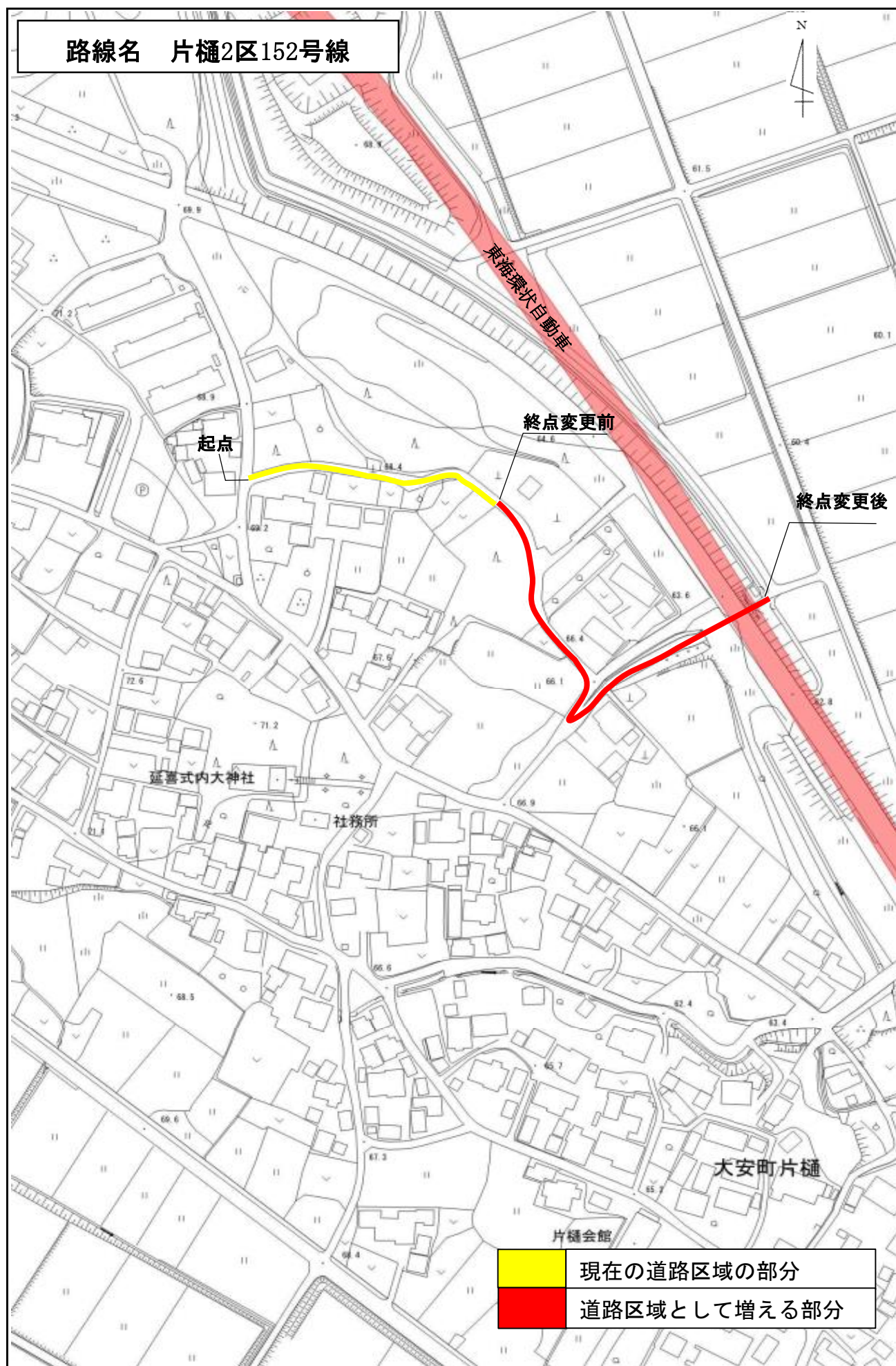
平面図



平面図



平面図



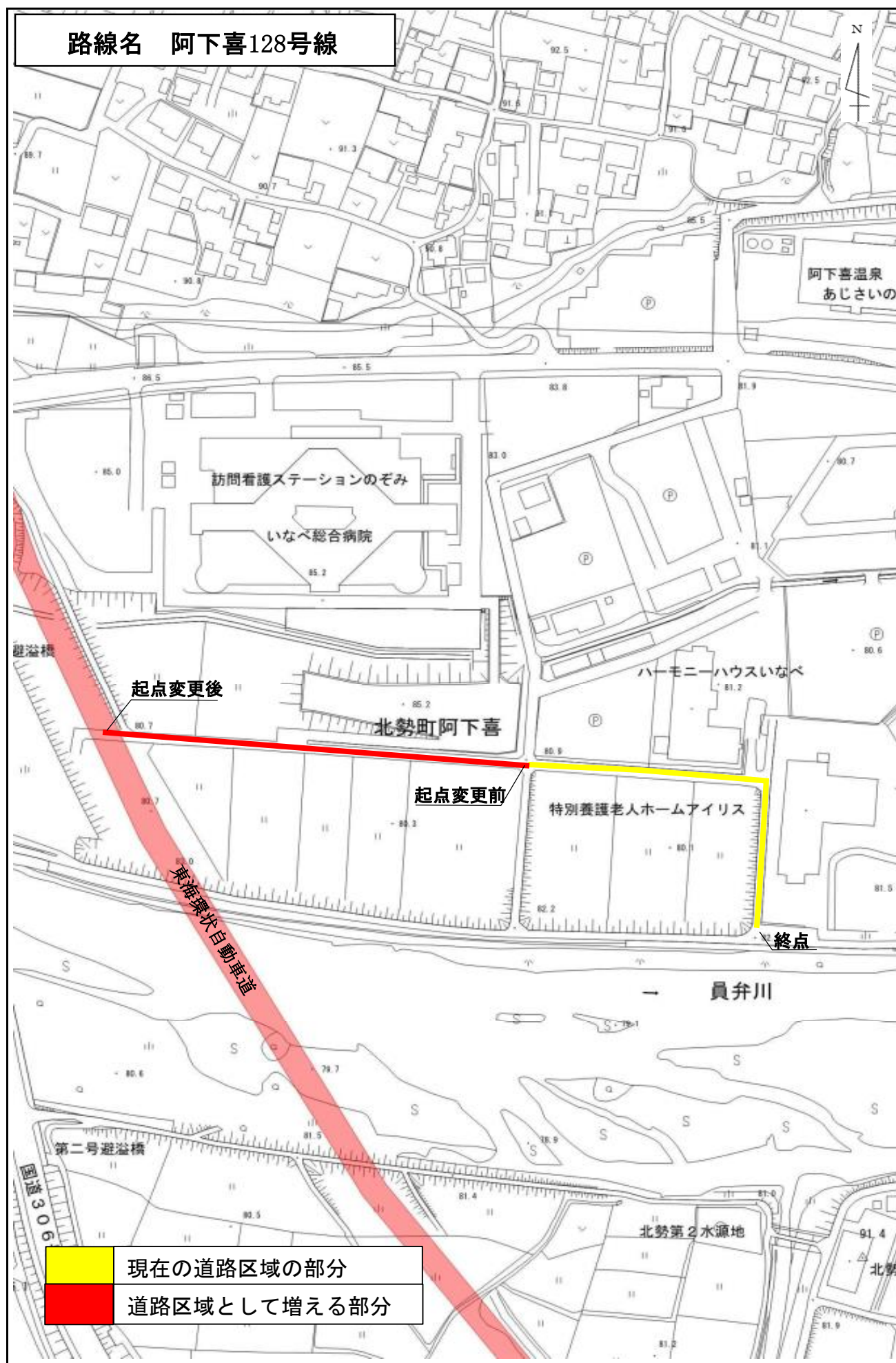
平面図



平面图



平面図



議案第51号

令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第3号）

9月補正予算の主な事業内容は、生活保護事業や重層的支援体制整備事業交付金などの過年度返還金、人事異動に伴う職員人件費の増減と下記のとおりです。

記

- | | （補正額） | 予算書 |
|--|------------|------------------------------|
| 1 人事給与システム改修事業（職員課）
（子ども・子育て支援金制度システム改修事業） | 4,950 千円 | P21 |
| 令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度の財源確保を目的として、医療保険料に上乗せされる子ども・子育て支援納付金を徴収するため、人事給与システムを改修します。 | | |
| 2 水素エネルギー活用促進事業（新産業創造課）
（水素ステーション法定点検委託事業） | 8,600 千円 | P23 |
| 水素ステーションの使用頻度が想定より高いため、法定点検項目及び部品交換箇所を追加し、並びに物価及び人件費が高騰しているため、水素ステーション法定点検委託料の増額補正を行います。 | | |
| 3 物価高騰対応重点支援事業（市民税）（市民税課）
（調整給付金不足額給付Ⅰ事業） | 76,656 千円 | P25 |
| 6月補正において国の試算を基に概算給付額を計上しましたが、令和6年所得税額、扶養人数等の情報を基に算定した結果、給付対象人数及び給付額が増加したため、増額補正を行います。 | | |
| | （合計） | （6月補正） （9月補正） |
| 支給対象者 | 4,935 人 | = 3,455 人 + 1,480 人 |
| 給付予定額 | 127,880 千円 | = 51,825 千円 + 76,055 千円 |
| 4 社会福祉施設整備事業（障がい福祉課）
（いなべ市大安障害者活動支援センターウッドデッキ改修事業） | 1,650 千円 | P27 |
| いなべ市大安障害者活動支援センターの老朽化したウッドデッキを改修します。 | | |

	(補正額)	予算書
5 障がい者医療費扶助事業（保険年金課） （オンライン資格確認システム改修事業）	4,950 千円	P27
マイナンバーによる情報連携により、福祉医療費助成の資格確認を円滑に実施するため、地域診療情報連携推進費補助金を活用し、福祉医療費システムを改修します。		
6 笠間こども園再建事業（保育課） （笠間こども園再建事業）	91,000千円	P29
笠間こども園新園舎建設のための候補地を選定したため、再建用地約 19,000 m ² のうち、約 12,000 m ² を取得します。		
7 こども応援事業（こども政策課） （こどもの居場所づくり事業）	1,100 千円	P29
共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後や長期休暇のこどもの過ごし方が課題となっていることから、こどもの居場所づくり支援体制強化事業に係る補助金を活用し、小学生を対象とした、冬休み及び春休み中のこどもの居場所を開設します。		
8 木育推進事業（こども政策課） （木製おもちゃ活用事業）	250 千円	P29
令和8年度から本市で誕生する全てのこどもに、いなべ産の木製おもちゃの配布を計画しています。今年度は、木製おもちゃに知見のある人材を活用し、先進事例調査や対象市民へのヒアリングを実施し、木製おもちゃの配布及び活用のスキームを構築します。		
9 こども・子育て拠点施設整備事業（こども政策課） （こども・子育て拠点施設整備事業）	7,566 千円	P29
令和7年3月に、第3期こども・子育て支援事業計画を策定しました。アンケート結果や木育イベントなどを通し、こども・子育て拠点施設整備への要望が明確になったことから、いなべ市こども・子育て拠点施設整備の基本計画を策定し、併せて民間活力導入の検討調査を実施します。		
10 生活保護事業（生活支援課） （生活保護システム改修事業）	880 千円	P31
令和7年4月施行の生活保護法の改正により、被保護者調査項目が見直されたため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、生活保護システムを改修します。		

	(補正額)	予算書
11 出産・子育てよりそい支援事業(母子保健課) (健康かるて改修事業)	330 千円	P31
マイナンバーによる自治体間情報連携により子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を円滑に実施するため、妊婦のための支援給付事業費補助金を活用し、健康かるて（妊婦のための支援給付事業システム）を改修します。		
12 地域脱炭素移行重点対策加速化事業（新産業創造課） (太陽光発電設備設置工事（単独）)	8,900 千円	P31
再エネ交付金の重点対策加速化事業を活用した太陽光パネルの設置を予定している北勢庁舎の屋根材の補修・補強工事及び市道阿第 107 号線（防災倉庫北側）の法面の土質調査等を実施します。		
13 農村地域防災減災事業（農林整備課） (農村地域防災減災調査委託事業)	800 千円	P33
令和 5 年度の計画策定後、用地問題により事業が停止していた北勢町地内の麓口溜（ふもとくちだめ）・麓奥溜（ふもとおくだめ）地区について、用地問題が解決したため、再び事業を進めるに当たり、計画修正を行います。		
14 農業基盤整備事業（単独）（農林整備課） (農業施設維持修繕事業)	2,672 千円	P33
北勢町地内の川原地区用水路修繕工事を行います。		
15 農業用施設防災事業（農林整備課） (緊急自然災害防止対策事業)	2,000 千円	P33
緊急自然災害防止対策事業債を活用し、員弁町地内の大泉新田排水路修繕工事を行います。		
16 観光施設整備事業（商工観光課） (にぎわいの森ドッグラン整備事業)	9,685 千円	P35
にぎわいの森内に整備したドッグランの利用者が多いことから人工芝の劣化が著しいため、人工芝を張りなおします。また、利用者の熱中症対策として日よけ屋根を設置します。		
17 道路橋梁維持補修事業（建設課） (市道維持修繕事業)	40,500 千円	P37
車両及び歩行者の安全を確保するために生活道路、通学路、排水路等の適切な維持管理及び補修を行います。		

	(補正額)	予算書
18 道路災害防止対策事業（建設課） （緊急自然災害防止対策事業）	57,000 千円	P37
緊急自然災害防止対策事業債を活用し、員弁町地内の市道笠田新田坂東新田線、市道藤谷 2 号線、市道奥田線及び市道松之木大谷線並びに北勢町地内の市道山第 1 号線の舗装工事を行います。また、員弁町地内の市道楠 4 号線及び北勢町地内の市道治第 110 号線の道路施設修繕工事を行います。		
19 道路除草事業（建設課） （市道樹木枝伐採事業）	5,000 千円	P37
北勢町地内の市道治第 111 号線並びに大安町地内の市道大安四日市線及び市道大安東部線の樹木枝の伐採を行います。		
20 消防操法大会出場事業（防災課） （消防操法大会出場事業）	3,656 千円	P39
令和 8 年度三重県消防操法大会は、猛暑対策として例年より 2 か月早い 6 月に開催されることから、年明けに訓練を開始するため、訓練に係る報酬、活動服や操法用シューズ等の購入費の増額補正を行います。大会には、本市の代表として大安北分団が出場する予定です。		
21 消防団施設整備事業（防災課） （消防団車両整備事業）	432 千円	P39
総務省消防庁から消防団車両の無償貸付を受けるため、装備の購入費用、車両の登録費用等の増額補正を行います。貸付車両は、指令車として活用します。		
（旧北勢東分団詰所解体事業）	6,600 千円	P39
山郷小学校前交差点付近の県道拡幅工事に伴い、現在遊休施設となっている旧北勢東分団詰所を解体します。本事業は、三重県の補償事業として実施します。		
（小型動力ポンプ整備事業）	2,816 千円	P39
火災時の延焼拡大防止に重要な役割を果たし、消防団の機能強化及び消防力向上に繋げるため、大安北分団に小型動力ポンプを整備します。		
22 防災設備整備事業（防災課） （J アラート更新事業）	5,170 千円	P39
全国瞬時警報システム（J アラート）は、前回の更新から 5 年以上が経過し、緊急情報の住民への伝達に支障を来す懸念があること、現行の受信機がサポート対象外になることから、緊急防災・減災事業債を活用し、受信機を更新します。		

	(補正額)	予算書
23 市史編さん事業（生涯学習課） （市史編さん事業）	14,188 千円	P41
令和6年度から開始した市史編さん事業について、今年度から本格的に市内の文化財を悉皆（しっかい）調査するに当たり、当初の想定よりも調査対象が拡大したため、調査に係る委員報酬、報償費、費用弁償及び消耗品費の増額補正を行います。		
24 社会教育施設整備事業（生涯学習課） （藤原文化センター大規模改修事業）	148,789 千円	P41
大規模改修工事実施設計の現地調査により修繕箇所が増加したこと及び避難所機能強化のための設備の仕様を変更したことにより、設計委託費及び工事費を増額補正します。		
25 農業用施設災害復旧事業（農林整備課）		
6月下旬に発生した豪雨により被災した農業用施設の復旧工事を行います。		
（農業用施設災害復旧工事（国災））	13,000 千円	P45
藤原町地内の本郷田尻地区排水路災害復旧工事を国補災害復旧事業として行います。		
（農業用施設災害復旧工事（単独））	11,327 千円	P45
被災した農業用施設のうち、国補災害要件を満たさない藤原町地内の日内古曽根地区排水路災害復旧工事及び申請対象規模に満たない25か所の小規模災害復旧工事を市単独災害復旧事業として行います。		
26 農地災害復旧事業（農林整備課）		
6月下旬に発生した豪雨により被災した農地の復旧工事を行います。		
（農地災害復旧工事（国災））	16,000 千円	P45
藤原町地内の本郷本田地区及び市場廣畑地区の農地災害復旧工事を国補災害復旧事業として行います。		
（農地災害復旧工事（単独））	2,512 千円	P45
被災した農地のうち、国補災害申請対象規模に満たない8か所の小規模災害復旧工事を市単独災害復旧事業として行います。		
27 河川道路橋梁災害復旧事業（建設課） （公共土木施設災害復旧事業）	75,000 千円	P45
6月下旬及び7月中旬に発生した豪雨により被災した藤原町地内の市道米野篠立線、市道上之山田篠立線及び市道公民館線並びに北勢町地内の市道十第6号線の災害復旧工事を国補災害復旧事業として行います。		
28 財政調整基金等管理事務（財政課） （前年度決算剰余金の積立）	1,123,484 千円	P43
地方財政法第7条の規定に基づき、前年度決算剰余金の1/2を財政調整基金に		

積み立てます。また、決算剰余金の一部を市債管理基金に積み立てます。

財政調整基金積立金 568,580 千円

市債管理基金積立金 554,904 千円

